

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 株式会社しずおかフィナンシャルグループ

【英訳名】 Shizuoka Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 久

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町一丁目10番地

【電話番号】 (代表) 054(261局)3111番

【事務連絡者氏名】 ガバナンス企画室長 池田 佳和

【最寄りの連絡場所】 静岡市葵区呉服町一丁目10番地  
株式会社しずおかフィナンシャルグループ

【電話番号】 (代表) 054(261局)3111番

【事務連絡者氏名】 ガバナンス企画室長 池田 佳和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月19日開催の当社第4期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当社普通株式1株につき金41円 総額21,766,746,414円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、柴田久、八木稔、福島豊、梅原弘充、藤沢久美、稲野和利を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、清川公一、坪内和人、牛尾奈緒美、柳川範之を選任する。

第4号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬の改定の件

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する「業績連動型報酬」の業績指標および業績指標の実績水準に応じた報酬枠について改定する。

第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する株価連動型ポイント制役員報酬および譲渡制限付株式報酬の改定の件

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する「株価連動型ポイント制役員報酬」について業績連動の支給方法を導入し、「譲渡制限付株式報酬」について報酬支給に関する規律を改定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の増額の件

監査等委員である取締役の確定金額報酬を年額1億1千万円以内とする。

第7号議案 一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社の子会社である静岡銀行が設立する予定の一般財団法人静岡ミライ共創財団の活動を支援することを目的に、当社株式の第三者割当による自己株式の処分を行う。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
第1号議案	4,307,765個	4,097個	1,289個	99.6%	可決
第2号議案					
柴田 久	3,798,196個	513,657個	1,289個	87.8%	可決
八木 稔	4,268,944個	42,911個	1,289個	98.7%	可決
福島 豊	4,271,788個	40,070個	1,289個	98.7%	可決
梅原弘充	4,263,104個	48,751個	1,289個	98.5%	可決
藤沢久美	4,145,468個	166,391個	1,289個	95.8%	可決
稲野和利	4,277,532個	34,323個	1,289個	98.9%	可決
第3号議案					
清川公一	4,237,567個	74,292個	1,289個	97.9%	可決
坪内和人	4,298,949個	12,911個	1,289個	99.4%	可決
牛尾奈緒美	4,300,012個	11,848個	1,289個	99.4%	可決
柳川範之	4,306,805個	5,057個	1,289個	99.5%	可決
第4号議案	4,300,000個	11,860個	1,289個	99.4%	可決
第5号議案	4,287,289個	22,556個	3,294個	99.1%	可決
第6号議案	4,293,503個	17,144個	2,502個	99.2%	可決
第7号議案	3,577,548個	734,303個	1,289個	82.7%	可決

(注)各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案、第5号議案および第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- ・第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。